

平成20年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成20年3月7日(金曜日)

議事日程 第2号

平成20年3月7日(金曜日) 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	林耕平	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	小野良一君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	林昭君
税務課長	林文博君	保健福祉課長	阿部一司君
環境課長	阿部正君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	木村一夫君	地域整備課長	若桑一雄君
上下水道課長	鈴木初夫君	学校教育課長	石坂武君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 会

午前9時開議

議長（傳田創司君） おはようございます。

昨日は、会議時間の延長により遅くまで大変ご苦労さまでした。

また、本日は、所定の時間までにご参集いただき、誠に有り難うございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議長（傳田創司君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めます。

日程第1 一般質問

通告順序第4 7番 原澤 良輝

1. 公契約条例の制定について
2. 「入れ歯回収ボックス」の設置について
3. 少額の災害復旧について

議長（傳田創司君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、7名の議員より通告がありました。

昨日、3名の方がすでに終了しております。

本日は4名の議員より昨日に引き続き、順次、質問を許可いたします。

まず、7番原澤良輝君の質問を許可いたします。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 通告に従い、一般質問を行います。

公契約条例の制定についてであります。

公契約とは、「公共事業や公共サービスについて発注する町などが、公的機関と受託する事業者の間で結ばれる契約」のことです。

公契約条例は、この公契約のなかに、「生活できる賃金など人間らしく働くことの出来る労働条件を確保する条項を定めて、受託した事業者に労働条件を確保させ、発注者の公的機関には制裁措置をもって労働条件を確保させようとする」ものです。

国際労働機関（ILO）は「公契約における労働条項に関する条約」（第94号）を勧告（第84号）し、59ヶ国が批准しており、さらに10ヶ国程度が批准を検討しています。

公共サービスの民営化が指定管理者制度など多様な形で進む中で、人間らしく働くことの出来る労働条件を確保することを定めようとする運動が進んでいます。

「公契約法の制定を求める意見書」が全国541議会で採択され、自治体が自覚的に「公契約」観点で取組みを始めています。

1919年以来、198本の勧告をしていますけれども、ILOはすべての勧告の見直

しを行い、情勢の変化に伴って、現在でも意義のあるものとして「公契約条約」を確認しております。

労働条件が切り下げられることを防止する「国際労働基準」として認めております。

ロンドンでも受託した企業労働者に少なくとも公共部門の一般的賃金と同じ賃金を支払うことを義務付けました。条約は下請事業者や契約の受託者が行う事業にも適用されます。

住民の税金を使う公的事業で利益を得ている企業は、労働者に人間らしい労働条件を保障する必要があると思います。発注者の公的機関はそれを確保するための責任を負っているのではないのでしょうか。

「税金を使ってワーキングプアを作ってはならない」という考えに基づいております。

町の活性化と発展は、働く者の労働条件と賃金の適切な確保が必要です。

観光だけでなく、農業や商工業、建設業など技術と経営のすぐれた企業をバランス良く育成するのも町の仕事と考えます。

町民や国民の税金を使って行われる行政によって、ワーキングプアが作り出されることは許されることではないと思います。

町の発注する工事や指定管理者制度の導入、給食センターの民間委託など町が事業者との間で結ぶ契約には人間らしく働くことのできる「労働条件」を確保する条項を定める必要があると考えています。

住民の税金を使って公的事業で利益を得ている企業は労働者に人間らしく働く労働条件を保障すべきであると考えます。

発注者である町としても、その労働条件を確保する責任を負っています。臨時職員の雇用なども含め、「税金を使ってワーキングプア」を作ってはならない、地域の雇用と経営の優れた企業を育成するため、「公契約条例」の制定を求めたいと思います。

2つ目は、「入れ歯回収ボックス」の設置についてであります。

「入れ歯で貧困に苦しむ世界の子供たちを救おう」とNPO法人日本入れ歯リサイクル協会は呼びかけております。

入れ歯の金具や詰めもの、かぶせ物には、「金・銀・パラジウム合金」が多く使われており、不用になった入れ歯合金を精製すると平均で2,500円になります。

国連児童基金(ユニセフ)に寄付することで、入れ歯一つで毛布なら8枚、予防注射なら250人分を、貧困に苦しむ世界の子供たちに援助することができます。

個人で換金すると手数料が大変高くなります。NPO法人で回収して、換金をするようなシステムにしています。そのための「回収ボックス」の設置を呼びかけております。

町でも、回収ボックスを設置して、貧困に苦しむ世界の子供たちを救う運動に参加できるように求めたいと思います。

3つ目は、少額の災害復旧についてであります。

農地は、その所有者が過去から苦勞して守ってきております。

最近、土地改良などによって区画が大きくなりました。その分、畦畔も高く大きくなり、台風などで畦畔が崩壊しやすくなっております。崩壊した場合の経費でありますけれども、一定の基準30万円とかの基準が定められておりますけれども、特に河川や道路に面していれば、その分も含めて工事をしなければなりません。所有者は固定資産税を納付しておりますし、基準以下でもそういったものに対する助成をするように求めたいと思

ます。

以上3点についてよろしく申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 原澤良輝議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に公契約条例の制定をすべきとのご質問であります。

先般、群馬県から平成17年に制定されました「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、総合評価方式入札制度の導入について説明がありました。

県は導入して欲しいとのことですが、本町としては周辺自治体の動向等も踏まえて検討する考えであります。

議員もご承知の通り、現在、市町村は血の滲むような行財政改革を行っていますが、その中であって、本町では投資的経費の捻出に努め、その額も15億円以内と定めて取り組んでいます。

しかし、この事は以前と比較しますと、発注額が3分の1以下になり、民間需要の高い都市部ではいざ知らず、地方の建設業界は大変厳しい経営状況にあります。従って、現状からは経営力のある会社とそうでない会社が明らかになり、自ずと評価に差が出てまいります。この結果は入札等に反映されますので、経営規模の小さい会社は、大きな会社に集約されることが懸念されます。

本町のように降雪が多く、不測の災害が心配される自治体にとっては、建設業者は除雪や有事の災害に対処してくれる等、地域住民の生命と財産を守り、安全・安心の社会づくりに大きく貢献している業種であります。

国会では今、道路特定財源制度が議論されていますが、年々大幅に公共事業が削減されている実態を知り、これでは多くの会社が転業や廃業に追い込まれてしまうと心配しています。

本町は必要な公共事業は、財政を考慮しながら取り組む姿勢ですが、道路関連の本年度予算では暫定税率の維持を前提に、恒久一般財源を1億5千万円、更に道路事業の国庫補助金として1億1千万円、合計で2億6千万円を見込みました。そして、除雪や道路の維持修繕、更には懸案事項である関口橋の架け替え工事等に取り組む考えであり、平成20年度の道路関連予算は、起債償還も含めて11億4千万円余であります。

原澤議員が言われるように、働く人の賃金カットで経営を維持している会社が町内にあるかとのことですが、調査をしていませんのでお答えできません。

しかし、これだけ仕事量が減ってくると給与水準が落ちることは推測はできますが、人件費の単価を極端に下げている会社はないのではないかと思います。

一方、条件付きでない一般競争入札は、落札比率が下がると言われますが、そのような場合には議員が言われるような事態があるかもしれません。

今後は、周辺地域の状況や賃金の実態等について情報を集め、検討したいと思っております。

そこで公契約条例についてのご質問ですが、「公契約条例」とは、公共事業・委託事業など行政や公共機関が発注する事業において、安値ダンピング受注や悪質なピンハネを規制し、公共サービスの維持向上、地域中小企業の経営安定、地域経済の振興を目的に、各自治体での制定が求められている制度であります。

まだ条例が制定した自治体はありませんが、全国のいくつかの自治体では、安値ダンピングを防ぐための試行錯誤が行なわれており、条例制定に向けて検討している自治体もあると伺っています。今後、検討したいと思います。

なお、町としては、すぐに総合評価方式入札を導入する考えはありません。

次に、「入れ歯回収ボックス」の設置についてのご質問であります。

NPO法人日本入れ歯リサイクル協会は、平成18年12月に埼玉県で設立されました。

事業内容は、不要となりました古い入れ歯を回収し、その入れ歯に使われている貴金属を精製して得た益金を日本ユニセフ協会に寄附し、世界の恵まれない子供達に支援を行っております。

入れ歯には、金属のクラスプ（歯にかけるバネ）がついていますが、クラスプには金や銀、パラジウム等の貴重な貴金属が含まれております。その貴金属は鉱石にも僅かしか含まれていないために、抽出には多大なエネルギーを必要とし、その貴重品を捨ててしまうのは、地球環境保護の観点からも憂慮すべきことであります。

入れ歯回収ボックスは、全国では39市区町村に設置されていると伺いますが、群馬県内では明和町が、初めて平成19年に設置されたと伺っております。そして益金は、町の社会福祉協議会にも寄附され、大変有意義な取り組みであると認識をいたしております。

従って、みなかみ町でも世界の子供達の救援、地球環境保護等のために、入れ歯回収ボックスの設置について、NPO法人日本リサイクル協会とよく相談し、ボックスの設置場所や回収方法等を検討したいと思います。

次に、少額の災害復旧についてであります。

土地改良により区画が大きく、畦畔も高く大きくなったことから、台風等で畦畔が崩壊した場合、復旧経費がかかるため基準以下でも助成するようにとのご質問であります。

農地・農業用施設災害復旧事業は、「農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律」（以下、通称「暫定法」）に基づき、洪水や地震、地滑り等、異常な天然現象により被災を受けた農地等を原形復旧するもので、本町においては、降雨・洪水による災害復旧事業が一般的に使われています。

この場合、降雨量が24時間雨量で80ミリ以上、もしくは1時間雨量が20ミリ以上となっており、一箇所の工事費用が40万円以上の場合に暫定法による国庫補助事業が適用されます。

少額の災害復旧とは、一箇所の工事費用が40万円未満の場合と考えますが、国庫補助事業が適用される降雨量等により、被災を受けた農地等については、40万円未満であっても町単独事業として実施が可能になっています。

降雨量等が補助基準に満たない場合や現況が農地以外に利用されているもの、例えば、耕作放棄地や農業用施設等ではありますが、或いは適正な管理がなされていなかったことが原因の災害は、災害復旧事業の実施を行わないこととしています。

みなかみ町は、「土地改良事業の分担金及び経費の徴収に関する条例」で、当該事業の実施により利益を受ける者（以下、受益者）から分担金を徴収することになっています。

災害復旧事業も同様に受益者から応分の負担を求めています。用水路や農道等の農業用施設災害については、町の負担により復旧工事を行っています。

また、河川や道路に面した畦畔は、その分も含めて工事をすべきとのことですが、被災

箇所が河川・道路・畦畔（農地法面）を含めた一連の災害であった場合、工事は当然、一連のものとして扱うこととなりますが、全体工事費を管理区分（官民境界）に応じて按分し、農地の部分は受益者から負担を頂くということになっております。

以上で答弁いたします。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 県からの総合評価方式の要望という話もありました。

私の方は条件付き競争入札ということで主張させてもらっております。

昨年の10月からホームページに入札関係の項目が設けられましたけれども、まだそういう経過が一度も載っておりません。

そういうことで、契約については条件付き一般競争入札を取り入れるようお願いしたいと思っております。それで一応、今まで行われた町の工事でも元請け受注者から、下請けに出された工事があると思います。業者から工事費が安くて大変だというふうな声も聞かれています。

そういったところにおいて、町は下請けに丸投げするようなことは法律で禁止されております。そういうことがされないようにする方策、監視の方策のようなものはどうされているのか教えてもらいたと思います。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 工事の契約で、丸投げは当然出来ない契約ということになっております。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） それは禁止されているので分かります。

ただ、実際にそれを確保するというので、下請け人の通知書のようなものを取っているかどうかというのはいかがでしょうか。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 全部の工事内容を私どもで見ているわけではございませんので、担当課長が工事発注の管理をしております。

今までの流れの中で、私どもが見ておりますのは、現場代理人ですとか、技術者ですとか、こういったものは届けを出す、それでまた、うちの方は現場監督員の指定をして、現場を管理していく中で、全部が丸投げなのかどうなのかというのは当然分かるわけでありまして、当然元請け業者がきちんと管理をし、現場代理人がいて、主任技術者がいるという中で工事が行われているというふうに思っております。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 町に下請けに選定通知書を出させて、それに代金の支払い方法も書いて、そういうふうには確保をしている自治体もあると聞いています。

町もできれば、そういう方法等を考えていただきたいと思っております。

それから建設業退職金共済制度というのがあると思うのですが、これについてちょっと加入しているのかどうかを、町の方でどうしているかをお聞きしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） それは見ておりません。建設設計の中の経費の中で見ておりますけれども、それを加入しているかどうかは会社側でございますので、チェックはしておりません。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 設計の中で見ているということは、積算をしているということになると思います。実際に国は建設業で働く労働者を守るために、建設業退職金共済制度というのを作って加入するように指導していると思います。

これを実際に請け負った業者が入っていないということになりますと、設計価格の方に見積もってあるものを制度に加入して利用させないということになると、税金の不正流用ということも考えられますので、こういったことが確保できるような制度と言いますか、そういう証紙を貼り付けた手帳がありますので、そういったものを提出させて確認する必要があるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） そういったことについてはですね、共通仮設だとか、いろいろな現場経費がありますけれども、県からは指導されておりません。

県が定めた歩掛かり、単価、あるいは物価版に基づいてやっております。

その中で、各種目毎の明細を取っているわけではありません。入札でございますので、いくらという金額のことから、そういったことは関知しておりません。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 建設業に従事する労働者を守るために退職金共済制度というのが作られているわけですから、それを実際に実施できるような形で、町の方も現場に対して指導する、業者に対して指導するのが適当ではないかと考えます。

あと、労働者の単価なのですけれども、最近は二省協定という形で積算のときの一日当たりの単価というのが決められていると思います。

こういった単価に基づいて、労働者に支払うように契約する、業者に指導した方が良いのではないかと考えます。

そういったことで二省協定単価を契約をするときに、業者に、町の方から提示して知らせるということについてもした方が良いと考えますけれども、どうでしょうか。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） そうしますと、今、普通作業員が1万数千円という単価で県で定めております。また歩掛かりについても同様でございます。

では果たして、その普通作業員に1万数千円を業者が払っているかということは、会社の中のことでありまして、それ以上払っているかもしれませんし、もっと安いかもしれないと、それは標準的な工事をやった場合にこのくらいかかるであろうと歩掛かりを定めまして、それに対して、単価を積算したものでございまして、業者によってまちまちだと思います。機械を使う所もありますし、人海戦術でやる所もございます。

そんなことで単価までということになりますと、内政干渉になりますので、そういったことはしておりません。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 会社と労働者の関係というのは、比較的労働者の力が弱いと思います。

特に建設業で働く場合は、続けて正社員として働ければ、それはそれとして良いことです。ただ短期の人も多いかと思います。

力関係の弱い方で、言い値で働かされてしまうということがあるのではないかと思います。やはり町としても、一応こういう形で積算をしているということを契約業者に注意を喚起してもらった方が良いのではないかと考えます。そういった意味で働いている者に共済組合に入らせると同じで、雇用形態について、雇用通知書をしっかり出して、雇用条件を確保するというように町も業者に指導してもらいたいと考えますが、その辺どうでしょうか。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長若桑一雄君。

（地域整備課長 若桑一雄君登壇）

地域整備課長（若桑一雄君） そういうことは一切考えておりません。

単価とか、そういったものについては雇う方と雇われる方の関係でございます。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 現在、各自治体と業者との関係、公契約に関する関係というのは、こういう今の状態が全国的だと考えています。

そこで働く労働者は非常に苦しい立場に置かれております。労働者を守るという意味で町もある程度、指導をするような考え、検討をしていただきたいと考えます。

次に進みたいと思います。

今、給食センターも民間委託となっておりますが、その雇用形態と雇用状況を教えてくださいたいと思います。

議 長（傳田創司君） 学校教育課長石坂武君。

（学校教育課長 石坂 武君登壇）

学校教育課長（石坂 武君） すでにシダックスに民間委託をされていることはご承知のとおりだと思うのですが、従来の旧水上地区を例に取りますと、調理業務に携わっていた職員をシダックスに雇っていただきまして、雇用しているという現状であります。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 契約の時に前のところと同じような形で引き取ってもらうという契約をされたと思います。

ただ、会社の労働者というのは、もうそこは口約束というようなことで、会社の方に従うという形になると思います。

そういった場合に、コストを切り下げるという意味で一番、労働者の所にコストの切り下げの影響がかかると心配しております。

シダックスさんの所まではあまり口は出せないと思いますけども、アルバイトとか派遣とか、そういう形での雇い入れも出てくると感じます。

そういった場合、やはり給食センターで働くという形になった場合にいろいろ今問題になっている、偽装請負みたいな形が心配されるので、その辺の所の監視というか、注意をしているというのが町にあれば教えていただきたいと思います。

議 長（傳田創司君） 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 3年契約でシダックスの方にはお願いをしているわけでございますけれども、移行した中での雇用の関係については、シダックスの対応になりますので、うちの方からはその部分については管轄外と言いますか、その辺については触れることが出来ないと思います。以上です。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) このところはですね、シダックスが受けて、それに対する指導を学校栄養士さんがいろいろ指導というか、命令をするような形になっていると考えているので、その辺の所は偽装請負みたいな形にならないか心配なのですけれども、その心配というのはどうなのですか。

議長(傳田創司君) 教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教育長(登坂義衛君) 栄養教諭、いわゆる栄養士ですね、栄養士は栄養士の仕事がありますから、ですから、監督その他の責任は全部シダックスにあるわけですね。

ですから、そういうことはありません。それから、もう一つは雇用条件というのがありますから、雇用条件で雇うわけですから、これでOKという条件を結んで雇われるわけですから、それはもう会社と本人との関係で、今課長が申しあげましたように、我々が何とかという話ではないと思っております。以上です。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 分かりました。心配がありましたので、ちょっと確認をさせていただきました。そういうことの無いようにお願いをしたいと思います。

それと幼稚園や保育園で臨時職員がいると思いますけれども、その数と、雇用条件について教えて下さい。

議長(傳田創司君) 学校教育課長石坂武君。

(学校教育課長 石坂 武君登壇)

学校教育課長(石坂 武君) 人数については、今詳細の資料を持参してきておりませんので、個々では回答できませんが、後ほどその部分については回答させていただきます。

また、雇用の条件については、町で示された規定に基づいてですね、対応しております。以上です。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 分かりました。アルバイトという形になってはいますが、同じ職場で同様の仕事をしてですね、片方は賃金が半分という状態の所もあると、これは町ではないのですが、聞いております。

安ければ良いというのは決して、町には良い結果にはならないと考えます。

予算が少ないから、パートに任せて、コストを下げるというのは馴染まないと考えております。

必要な業務には、必要な職員を確保していくようにお願いをしたいと思います。

入れ歯回収ボックスに移らせていただきます。

検討するというので、有り難いと考えております。

協会ではポスターを貼らせていただきたいか、広報で周知をしてもらいたいか、そ

れから、金属にゴミのついた入れ歯を出さないように注意事項を書き添えていただきたいか、そういうことなども協力をお願いされています。

先ほども町長が言われたように、現在一年間でユニセフに1,300万円を寄付できたと聞いております。

それと同額を地域の社会福祉協議会などにも同じように寄付するという事で、地域の福祉にも貢献できるというシステムになっているそうです。

ぜひ、協力できるよう、よろしくお願いをしたいと思います。

少額の災害復旧については、いろいろ基準があって、国の基準に合わないということは承知しております。

ただ、そういったところで、例えば30万円の工事をするとき、40万円なら基準になるからと、広げて40万円にするというようなことではなくて、安くするなら安くするなり、20万円で出来たら、そのうちの半分なり、3分の1なりという形でお願いできればと思います。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君に申し上げます。

ただ今の件については、要望ということでよろしいのでしょうか。

7 番（原澤良輝君） 2番の入れ歯リサイクルについては要望ということでお願いします。

3番の小規模災害についても要望しておきます。

よろしくお願いします。

議 長（傳田創司君） これにて、7番原澤良輝君の一般質問を終わります。

**通告順序第5 8番 穂苺 清一 1. 後期高齢者医療と国保制度について
2. 第三セクター・公社の実態と、
町に与える健全化への影響について**

議 長（傳田創司君） 次に、8番穂苺清一君の質問を許可いたします。

（8番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） 私の一般質問は、後期高齢者医療制度と国保制度について、そして第3セクター公社の実態と町に与える健全化の影響についての2点であります。

まず、1点目の後期高齢者医療制度については、昨日の本会議で議案第9号として提案された国民健康保険条例の改正について、私は反対いたしました。

それは後期高齢者医療制度と国保は大いに関係があるからであります。

高齢者への医療対策は1973年に老人福祉法として初めて立法化されて、当初は高齢者に対して手厚い施策が行われました。

1982年には、これが老人保健法ということになって、国民健康保険とセットで市町村が保険者となり、今日に至って進められてきております。

そして、一昨年「高齢者の医療の確保に関する法律」というものが作られて4月1日からいよいよ実施されることになっているのが、後期高齢者医療制度と言われているもので

あります。全国で国保加入者の75歳以上は1千万人、会社勤務の政官の健保、公務員の共済、この加入者を合わせて、約1,300万人とされています。

この人々は62年前の侵略戦争の荒れ果てた日本の国を今日のように、復興させてきた世代の方々であることは言うまでもありません。

1,300万人を現在、加入の保険から脱退させて、75歳以上の後期高齢者だけを県内38市町村を一本にした県の広域連合で取り扱うように今後なります。

そこで年金から天引きをした保険料は市町村に納入もされます。

今、夫や息子の扶養家族で自分では保険料を納めない人がおります。この人達も自分の年金から新たに保険料が差し引かれます。

75歳以上のお年寄り全員、誰もが一人残らず、保険料を納めなくてはなりません。例外としては、生活保護世帯とかがあります。

また、現在65歳以上の人については、介護保険料が年金から同時に天引きされておりますが、今度はそれと合わせて、後期高齢者医療制度に便乗して国保の保険料も年金から差し引かれるわけです。

冒頭で言いました、議案第9号の問題というのは、この問題であります。

このように65歳と75歳、どうしてこういう数字がここで年齢として出てくるのか、非常に不思議な、しかもこの年齢で差別をする医療というものが本当に公正公平なのか、お年寄りに対して、「貧乏人は早く死ね！」と言わんばかりの、うば捨て山の制度で良いのかどうか。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

これに関連して、後期高齢者支援金というものがあまして、これが住民の負担増と、自治体にも経費負担増になっております。この制度に対して、町は国に対して凍結・廃止を求める考えはないか、あるいはあるか、それもお聞きしたいと思います。

関連で、国保会計で普通調整交付金収納率というものが、新たな制裁措置として、国は考えてきております。新たな未納者となってしまう恐れのある75歳以上の人たち、つまり滞納した場合に保険証を取り上げられてしまいます。強制的です。現在は70歳以上は保険証の取り上げというものはやっております。こういうことに対して、どう普通調整交付金の問題が変化するのか、試算ができておりましたら、それを示してもらいたいと思います。

関連で、国保会計に特別調整交付金というものがあまして、この交付基準に国民年金保険料未納者にまで、国保の短期保険証を発行するという、制度の違うものに対しての制裁的な措置ができるように国の基準で通達がきているかと思えます。

町はこのような交付金減額の制裁を止めるように国に対して申し入れるお考えはないか、これも合わせて聞きたいと思えます。

2つ目の質問ですが、第3セクターや公社の実態と、町に与えている財政健全化の影響について質問したいと思います。

一つは、みなかみ町にある第三セクターや公社の事業体のうち、一定の収益を上げて、健全な経営をしている所はごく一部ではないかと思えます。

一昨年のノルン水上スキー場（水上リゾート開発）の69億円の負債を抱えた倒産の時、町は大きな損害を被り、議会で旧水上町の責任等についても、議論がされた経過があります。

町の出資比率が少なくても、補助金や委託料、指定管理料などの名目で財政援助を受けている事業所については、公正・透明性のある経営内容が議会や町民に報告されて当然だと思います。第3セクター、公社及び町直営の事業を含めて、その実態を明らかにすることについて、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

2番目には、2年後に新しく始まる自治体財政の「健全化法」では、現行の「地方財政再建促進特別措置法」の2つの基準というものではなくて、「連結実質公債費率」と新たに第三セクターや公社を含めた「将来負担比率」の新しい2つの指標が加わります。

現在、当町の借金は180億円と言われます。実質公債比率は、21.4%で既に許可団体になっております。

つまり町が借金するのに計画を立てて、県や国の許可を得なければなりません。

もし連結決算をしたときに、「連結実質赤字比率」や「連結実質公債費比率」というものはどういうふうに変化するか、その試算をしているのであれば、示していただきたいと思います。

「改革元年」と位置付けた行財政改革が進んでいる折りではありますが、この視点というものは、疎かに出来ないはずです。どう理解しているかお聞かせ願いたいと思います。

次の点は、全国的にも第三セクターの倒産や閉鎖が相次ぐ中で、2007年1月に発表された総務省自治財政局の通知の中には、第三セクターについて、外部監査を活用するなどの監査体制の強化、政策評価の視点で点検強化の充実を図ること、積極的な分かりやすい情報公開を行うこと、そして経営悪化の原因の検証をはっきりと求めています。ごく当然のことだと私は思いますが、これらについても今後どうするか、どういう目安を考えているのか、お考えをお聞かせ下さい。

以上が第1回の私の質問です。よろしくお願いします。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) お答えいたします。

まず最初に、後期高齢者医療と国保制度についてであります。

その中で、先ず最初に、75歳で差別する医療は公平かについてお答えいたします。

現在の老人保健制度は75歳以上の方と、一定の障害を持つ65歳以上の方を対象に、給付は市町村が行い、費用負担については、給付費の5割を市町村国民健康保険・政府管掌健康保険・組合管掌健康保険・共済組合・医師や建設などが運営する国民健康保険組合等の医療保険からの拠出金と、残りの5割については国・県・町が公費から負担をしております。

これに替わり4月から「後期高齢者医療制度」が始まりますが、この制度は、急速な高齢化により老人医療費を中心に国民医療費が増大するなか、高齢者の世代と現役世代の費用負担や財政運営の責任を明確化し、公平で分かりやすい制度にすることを目的としております。

その対象者は、老人保健制度と同様に75歳以上の方と一定の障害を持つ65歳以上の方であり、運営費用は、全体給付費の5割を国・県・町の公費で賄い、1割を保険料とし、残り4割を先に述べた各医療保険が後期高齢者支援金として負担することになっております。

そして、事業運営は全国の都道府県に設置されている広域連合が行い、医療保険方式によって行う国の医療制度でありまして、何ら差別をするものではありません。

既に準備も整いつつありまして、4月から新制度に移行する運びとなっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、2番目の後期高齢者支援金制度の凍結・廃止について、お答えします。

この度の後期高齢者支援金制度は、老人保健拠出金から後期高齢者支援金に変更となるものであり、内容は各保険の現役世代が、75歳以上の後期高齢者の医療費を負担するものであります。したがって、今までと変わるものではありません。

また、国保税の課税設定にあたっては、今まで基礎課税額と介護納付金課税額でありましたが、新たに後期高齢者支援金課税額が加わります。

しかし、基礎課税額が二つに分かれるものであり、基本的に負担が増加するというものではないと思います。

次に、3番目の国保会計の調整交付金と75歳以上の方の保険証取り上げについての関係であります。

国保会計における調整交付金は、普通調整交付金と特別調整交付金がありますが、普通調整交付金は、財政力の不均衡を調整するために、一定の割合で交付されるものであります。これに対して、特別調整交付金は、画一的な算定方法によって措置できないもので、災害や国の事情による場合、またその他の特別な事情がある場合に交付されるものであります。そして、国保会計は市町村が運営をしています。

これに対し、75歳以上の後期高齢者医療は、広域連合が運営する制度でありまして、この保険料滞納者に対する、保険証の返還及び資格者証の発行等については、実施をしても、しなくても、国保会計には何ら影響がないものと思います。

4番目として、特別調整交付金の交付基準に国保の短期保険証を加えた件であります。

今年の通常国会で成立しました、国民年金法等改正に盛り込まれていた内容で、私どもも国保新聞等で承知をしておりますが、当事者である社保庁、また県等から具体的な説明等はありません。

新聞によりますと、年金保険料の納付を勧奨するため、国民年金保険料の滞納者に対し、国民健康保険の保険者が国保短期保険証を発行できるようになったもので、これを実施する場合において、その事務費として国保会計に特別調整交付金を交付するというものであります。

町としては、現況において、国民年金の滞納者であっても、国保税の滞納者でない限り、国保短期保険証の発行を行うことは考えておりません。

したがって、制裁措置を止めるよう申し入れをするかどうかのご質問ですが、先程も申し上げました通り、社保庁・県から何ら説明もありませんので、現在のところは考えておりません。また、短期保険証を発行する予定もありません。

さて、穂刈議員は「後期高齢者医療と国保制度」を捉えて、「貧乏人は早く死ね！」という、うば捨て山の制度をどう思うかと質問されましたが、議員が言う大半のことは国会で議論すべき内容であり、一自治体の長としては如何ともし難いことであります。

しかし、福祉国家にあつて、うば捨て山の制度があつてはならないし、それがあつてあるとするなら、穂刈議員の日本共産党が国会の場で政権与党と渡り合つて欲しいと思います。

昨日からの議論で思うことは、「税や公共料金は、社会を支える会費」であるということです。そして、この会費の力で国民、我々にとりましては町民のために活動する警察、消防、道路・水道の整備があり、更には社会での助け合いのための活動では、年金、医療、福祉等があります。これらの総ては国民、いわゆる町民が会費を納めてくれるから成り立つのであります。

昨日も、島崎議員に水道問題で答えましたが、ライフラインである水道事業を維持するには、計画的に料金の値上げができなければ先送りの悲劇になり、将来に大きな累積赤字を作ってしまうます。

それと同じように、社会保障給付費も年々増加して、平成17年度は過去最高となりました。これらの大きな社会保障制度は、国民の会費で成りたっているのであり、国民が会費を支払わなければ、国の借金が増えるだけであります。

既に国は、地方と合すると800兆円近い膨大な借金があります。少子化時代の今日、この膨大な借金を子々孫々に引き継ぐことは許されないし、今こそ、我々の責務で財政再建策を決めて取り組まなければならないと思います。

このままでは日本は財政破綻してしまうと、誰もが認識しております。

国はKYにならず、サイレントマジョリティに耳を傾けて、政局にらみの国会でなく、与野党が同一テーブルについて、憲法25条に示す福祉国家日本を目指して税制論議を重ね、公平・公正な税制を定めて、未来を切り開くことが大事であると、このように考えております。

次に、第三セクター・公社の実態と、町に与える健全化への影響についてお答えいたします。

穂苅議員、ご案内のとおり、第三セクター・公社等、町が出資している法人については、出資比率により、町の調査権や監査権が認められていると共に、議会へ経営状況を提出することが義務づけられています。

現在、町には対象となる法人が6法人ありますが、全ての法人より議会へ経営状況を報告していただいているところであります。

ご質問の業務委託や補助金を通じた経営内容の報告ですが、これは民間業者と同様に、業務委託を理由に経営内容の報告や説明を求めることはできません。契約書に基づく検査や業務報告書の提出を義務づけています。また、補助金を支給している場合は、各種団体と同様に事業実績報告書の提出を義務づけ、監査の必要がある場合には監査委員による監査が実施されているところであります。

財政健全化法との関係ですが、連結赤字比率は、一般会計と各特別会計の実質収支を合計し、これがマイナスなら赤字となります。したがって、第三セクターや公社の収支は含まれないことになっています。

実質公債費比率は、収入に対する借金返済の割合で、公営企業の借金返済を補填するための支出も含まれますが、公社や第三セクターは含まれません。従って、公社と第三セクターの借金が実質公債費比率に影響を及ぼすことはありません。

ただし将来、負担比率にはこれらの借金がプラスされますので、長期的な借金に対する債務負担行為残高の縮減を図ると共に、新たな損失補償は行わない方針であります。

また、町債残高の削減及び実質公債費比率の改善については、昨年11月に改革元年の

目玉として、「行財政改革行動指針」を策定しましたので、今後はその目標数値を達成できるように財政運営を行う考えであります。

なお、第三セクターに対する監査体制の強化や政策評価等ではありますが、公共施設の効率的な運営や収益事業には、民間のノウハウを活かすことが肝要であり、経営上の細かな部分を逐一、指導監査することは、自主性を尊重する上でも好ましいことではないと思います。

したがって、これまで通り、町の調査権や監査権、または議会への報告義務により対応していきたいと考えているところであります。以上であります。

議長（傳田創司君） 8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） ご答弁いただきましたが、いくつか勘違いされているようなこともあろうかと思しますので、再質問させていただきます。

私の質問の要約でもって「貧乏人は早く死ね!」「うば捨て山の制度で良いか」という表現をここに書きましたけれども、現実にそういう声が巷では溢れております。

国会議員の何人もの方が、あるいはいろんなテレビでも、こういう言葉はすでに出ておりますので、私が作った造語ではありません。

そのくらいこの問題については多くの方が不信に思ったり、怒りを感じているのが現実であります。これを国会で論議すればいい議題だと仰られる町長の考え方にも、私は疑問があります。

すでに国会で議論すべきような問題も、いろいろとこの議会ではお話されておりますので、それはそれで私は議会が進むことなので良いと思っておりますので、そういう点では国が作った制度だから国でもって勝手に論議してやれば良いというものではなかろうかと思えます。もちろん先ほど指摘されましたように、日本共産党では、いち早くこの問題が法律化される時から、一昨年から、絶えず国会で取り上げて、そのことがマスコミでも大きく報道されてきているのが現実でありますので、その点は十分承知の上で先ほどの発言をされたというふうに私は解釈しております。

それと国保会計と普通調整交付金や特別調整交付金の関係でちょっと専門的なことで、担当課長もちょっと分かり難かったのではないかなという感じもしまして、大変失礼したのですが、別の制度を一緒くたにして、それで片方での住民が履行していなかった所謂保険料を納めていなかったことを他の制度で制裁措置をするというそういうやり方を国が示して来ている訳なので、すでに先程言いましたように、通達は担当の所にも来ておろうかと思えます。それをもう一度、良く確認しておいていただきたいと思えます。

私が言っていることは適当に言っていることではありませんので、ちょっと誤解がそこにあったのではないかというふうに感じますが、その点もちよっとお答え願いたいなという感じがします。

後期高齢者医療のことで、最後に町長がお答えいただいた国民年金保険料未納者に対する国保の短期保険証を発行するという措置はしないということで、関係がないし、考えていないということで、国保の滞納がある人については発行するけれども、国民年金の保険料の未納者についてはしないということと言われたので、それはそれでよろしいのですが、今も言いましたように、国の方からこれをしろという、そういう圧力をかけて、特別調整交付金の交付基準にペナルティを課してきているのが現実です。

通常の交付金とは若干違うような普通調整交付金についても、ここに示したように、75歳以上の保険証取り上げをやはり交付金を交付する基準の中に入れているという実態がありますので、その辺はご理解を願いたいと思うんです。

議長（傳田創司君） 保健福祉課長阿部一司君。

（保健福祉課長 阿部一司君登壇）

保健福祉課長（阿部一司君） 今のお話の中でありました、会計が違いますから、影響がないと町は考えているということについて、そうではないでしょうかというお話だったと思うのですね。

まず、この点については、実はこのご質問が出たときにもお話をしたとおりであります。穂苺議員さんの方でこれに関する資料を持っていると、町につきましては持っていませんというお話をさせていただきました。

穂苺議員さんの方で資料を持っているから、それを示してくれるというお話でございまして、待ってはおりましたけれども、まだ戴いていないので、町では影響がないというふうに考えております。

それともう一点です。特別調整交付金について、議員さんのお話は、これはペナルティだというふうに仰っておられますが、調整交付金というのは、ご説明させていただきましたとおり、「財政力の不均衡を調整するために、一定の割合で交付するものである」、これが普通調整交付金であります。

それともう一つ、特別調整交付金でございしますが、これはペナルティではなくてですね、その事情がある、あるいは新たな事業を行ったときには特別に交付しますよという、そういうものだというふうに理解をしております。

ですので、これはペナルティだというふうには考えておりません。

この2点だったと思いますが、以上でございます。

議長（傳田創司君） 8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） 資料が無いということですから、これは後でお届けしたいと思います。

町長（鈴木和雄君） 穂苺議員の手元に今あるんですか、その資料が。

8番（穂苺清一君） いやいや、今ここには、手元には無いです。

資料は後で差し上げますということです、理解が出来ないのであれば。

私は今、ここには持っていませんけれども、国は出てますよ。

それが届いてないということであれば、これはしょうがないというふうに思ってます。

町長（鈴木和雄君） しょうがないということではいけないでしょう。

議長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（傳田創司君） 8番穂苺清一君。

8番（穂苺清一君） もう1点、後期高齢者医療制度の関係でお聞きしたかったのは、町長は先ほど支援金が従来と同じような形で支給され、所謂名前は変わりましたが、支給さ

れるのだから変わらないということを言われましたけれども、実際には試算をした市町村もありまして、所謂支援金制度になりましてですね、そういう中で大幅に支援金分が従来の金額よりも増額になっているケースが出ております。

私の所には、それがFAXが来ているので、見ているんですけども、館林や板倉、明和町、大泉とか、群馬県内でも増額になってしまっている、そういう試算がされております。

そういう点で、ちょっと勘違いされているかなと思ったので付け加えさせていただきます。

議長(傳田創司君) 保健福祉課長阿部一司君。

(保健福祉課長 阿部一司君登壇)

保健福祉課長(阿部一司君) ただ今のお話でありますけれども、その国保税を今までいただいているわけでございますけれども、今までは基礎課税額と介護納付金課税額という2本立てで国保税というのはいただいていたわけでございますよね。

今度、そこに新たに後期高齢者支援金というのが入ってまいります。

これにつきましては、今までの基礎課税額であります。これが分かれて後期高齢者支援金課税額というものが出来たわけございまして、総額を今まで2本立てだったのが3本立てになるわけですから、全く新しく1本が増えるというそういうことではありません。

基礎課税額が分かるといってございまして、総額は同じということございまして。以上です。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

8番(穂苺清一君) この支援金についても試算の表がありますので、後でお示ししておきたいと思っております。

時間がありませんので、まとめておきますけれども、後期高齢者医療制度と国保制度の問題についてはですね、先程も言いましたように、非常に大きな社会的な問題にもなっております。先日3月5日、日本共産党を始めとして、民主・社民・国民新党などの4野党による、この問題に関する緊急の集会在東京で開かれました。

200人以上参加しております。年齢によって医療を差別するという悪法については世界でも例がないということで、民主党の鳩山幹事長でさえも、お年寄りには死ねと言わんばかりの制度だと、はっきりとその集会でも発言をしております。まさに私はそのとおりであろうと思っております。

私は日本共産党としても、この制度を廃止させることが一番正しい方法であるということをお述べまして、時間が来ますので一般質問は終わらせていただきます。

最後の町長のお考えをお聞かせ願えれば幸いです。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 後期高齢者医療制度に対しての意見という話でございます。

新しく4月から、始まる制度でありますので、いろいろとまだ問題点はあるかもしれませんが、しかし、それが上手く解決をすることがですね、これからまた我々の役目であろうと思っております。関係機関とも協議するべきところについては協議をしながら、この後期高齢者医療制度をですね、高齢化社会の中でありまして、定着した医療制度となりますように努力をしていく考えであります。4月から始まる新制度でありますけれども、ぜひご協力をお願い申し上げる次第であります。

議 長（傳田創司君） 8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 第3セクターの関係で、最後の所でお答えいただいた、第3セクターの倒産や閉鎖が相次ぐ中で云々ということで、2007年1月に発表された通知について、先ほどご回答いただいた第3セクターの関係で、最後に言われた件ですが、これについてはちょっと今、回答が今までどおりやるということだったのですが、総務省の自治財政局の通知というものは、やはりこういう国のあれは届いていると思うのですが、その点を確認したいと思うのです。

その中で、私が先ほど言った関係ですね、外部監査の導入の監査体制強化とか、政策の評価とかが具体的に示されているわけです。

というのは、悪化してから大騒ぎするのでは困るので、早いうちから手を打つ必要があるということでの第3セクターについての具体的な手立てが必要だということでもって、これを先ほどの答弁のように、自主的にやるべきだっていうことでもって、町の方からあまり口を出さないで、今までどおりやるっていうことになるのと、ちょっと趣旨が違うのではないかなというふうに感じますので、その点も、もし分かったら、お答え願いたいと思います。以上で、私の方の質問は時間ありませんので、いや答弁して下さい。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） この2007年1月の自治財政局の通知という内容については、申し訳ございませんが承知しておりません。

これが財政担当の方に来ているのか、総合政策の方に来ているのか、確認をさせていただこうと思っております。いずれにしても、町に係わる第3セクターといたしまして、ご承知のこととは思いますが、月夜野振興公社、水の故郷、それから猿ヶ京温泉・夢未来、それから農村公園公社、これは財団法人なのですが、第3セクターとして、県の方にも報告はされております。

それから土地開発公社も、これはちょっと違うのですが、第3セクターという括りの中で行われております。この5つの団体は、出資比率が2分の1以上ありますので、議会に経営状況の報告をしております。

それから、またドブリーデンも議会に報告をさせていただいております。これは損失補償がしてあるということで、ドブリーデンはしなければならないと、報告していないのが武尊山観光開発ですね、これは県の方が主体的になってやっておりますので、そして出資比率が低いということで報告していないということでございます。

そういったことで、土地開発公社、ドブリーデン、農村公園公社、(株)夢未来、水の故郷、月夜野振興公社、これらについては議会に全部経営状況をご報告させていただきます。

また、議会全員協議会等でもご説明をさせていただいているところでございますので、今後もそういった形でさせていただきたいということでございます。

議 長（傳田創司君） 8 番穂苺清一君に申し上げます。発言時間、あと1分弱でございます。

終わりでよろしいでしょうか。

8 番（穂苺清一君） はい。

議 長（傳田創司君） これにて、8 番穂苺清一君の質問を終わります。

議長（傳田創司君） この際休憩いたします。10時30分より再開いたします。
（10時20分 休憩）

（10時30分 再開）

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

**通告順序第6 19番 速水 一浩 1. 森林整備隊について
2. 県が検討を始める森林環境税について**

議長（傳田創司君） 次に、19番速水一浩君の質問を許可いたします。
（19番 速水一浩君登壇）

19番（速水一浩君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に1. 森林整備隊について、2. 県が検討を始める森林環境税について、
関連がありますので、1番に網羅をさせていただいて、質問をさせていただきます。

ここに皆さんもよくご存じの宣言がありますので、確認の意味で読ませていただきます。

「谷川連峰・水と森林防人宣言」

水は大地を潤し、万物を育む。

水は、森林に保たれ、溪谷を下り、平地を流れ、やがて大海にそそぐ。

谷川連峰に生を受けた水は、水上、新治を流れ、月夜野で合流し、板東太郎（利根川）
となって関東平野に住む幾多の生命を育む。

そして、ここには生命の水を蓄え、地球温暖化を防ぐ広大な森林が広がっている。

水源の地に住む私たちは、この山と森林と川を守り、万物が脈々と生存することを願い
「水と森林の防人」を宣言をする。

何度読んでも、素晴らしい宣言だと思います。

この宣言は、合併協議中に合併協の会長であった町長が起案し、副町長が「防人宣言」
の名付け親であり、教育長が宣言文の最終校正をしたものであると聞き及び、合併直前の
3カ町村議会で、合併後の新町の目指す方向性と、合併に対する最終的な意思確認を含ん
だかたちで、この宣言を議決したと記憶しています。

町長は、この宣言に沿って新町建設計画の中で、第5章、第2節「新町の主要施策にお
いて」、また「町長のマニフェスト」においても、更には、本定例会に付議された「第1
次総合計画」第4章、第1節、第2項「森林の防人としての林業の振興」において、「森林
整備隊を結成して森林を守ります。」とっておられます。

この「森林整備隊」について、いくつか質問をさせていただきます。

まず第1に、その意義についてですが、これは自ずと知れた森林整備隊による間伐や植
林で、国土保全、防災、水源の涵養、環境保全、景観保全、林業の振興、交流による観光

地づくり等を図るというものであると思います。

国土保全、防災については、大穴地区の小仲沢災害、合併後では、坤六峠下の土石流災害は、森林の奥の方で風倒木や切り置きされた間伐材が、長い年月で沢に集まりダム化し、それが大雨で決壊し土石流が発生したと言われていました。

昨年の台風9号による南牧村での災害も、同じ原因ではと報道されていたのも記憶に新しいところです。水源の涵養については、間伐をしない森林は、葉が山を覆い、雨が降っても保水しないで、山の表面を雨が流れてしまいます。

これは、モリアオガエルの生息地である大峰沼の古沼が干上がる一因ではないかと考えられます。環境保全については、今世界中で問題となっている地球温暖化の対抗策としてのCO₂の削減は、健全な森林のCO₂の吸収量に頼るところが多く、京都議定書に示される基準年である平成2年のCO₂排出量より6%、現行では13.6%減らさなければならず、その内の3.9%を森林の吸収量で確保する計画になっています。

本町もここ数年、温暖化の影響を受け、町内のいくつかのスキー場が、シーズンで一番稼げる年末年始にスキー場がオープンできませんでした。また、景観保全では、「観光地みなかみ」にとって、健全な森林から醸し出す、清々しさや癒しは非常に重要であり、特に、数年前まで年に2～3度行われていた主要道路脇の木々の枝打ちや間伐が、県の予算削減からなくなり、非常に残念でなりません。

このように、「森林整備隊」の意義はきわめて重要であり、本町にとっても、結成が遅れば遅れるほど、前に述べた以外の影響も出ると懸念され、早急な結成が必要であると思いますが、町長のご所見をお聞かせ下さい。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 速水一浩議員のご質問にお答えいたします。

冒頭、議員の方から「谷川連峰防人宣言」の朗読がありましたが、まさにこの宣言を柱に、シンボルにしまして、これからのまちづくりをしっかりとやっていきたいと思った次第であります。

森林・林業を取り巻く情勢は、林業採算性の悪化、担い手の減少や高齢化等によりまして厳しい状況にあるところですが、森林整備が十分に行われず、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に支障を来しているところでもあります。

このため、森林・林業の諸政策を積極的に推進し、森林の整備・保全を適切に推進することが肝要であります。

しかし、森林整備は、一朝一夕にできるものではありません。それには多くの人の力と、多額な資金が必要であります。地球温暖化が懸念されている今日、私達、みなかみ町民は水源地で生活していることに誇りを持ちながら、この防止対策に中心的な役割を果たしていきたいと思います。

そこで私は、私の後援会報である「清流会報」の新年号で、常日頃から考えている事を記述しました。それは、『利根川流域の自治体住民2,900万人がNPO「森林整備隊」(仮称)を組織し、年間の運営費は住民一人10円・合計2億9,000万円で賄うことを提案します。徴収法は連携自治体で検討し、NPOへの納入は負担金等が考えられます。併せて、国は森林整備の見返りに、国有林1万ヘクタールを「水源の森」として流域自治

体に提供し、この運動のシンボルにできたら素晴らしいと思います。

そして、国民的な運動として盛り上げて、利根川源流の森林・山・川を守り、光り輝く活力ある国有林・民有林を再生して、利根川流域住民の水源地を守り育てたいと熱望しております。』という内容であります。趣旨にご賛同頂ければ有り難いと思います。

みなかみ町の森林面積は約6万1千ヘクタールあります。この森林から生まれ、利根川に集まる水は、すべてが流れ下る流域住民のものであります。下流域の人々の中には、みなかみ町にあるダムが自ら納めた税金で造られ、そこに蓄えられた水が各家庭や施設の蛇口から供給されていることを実感されている人は少ないと思います。

そこで私は、この現実を再認識することが大事であり、そのためにも、上中下流域に住む人々の力を結集して、この貴重な森林を守る運動を展開していきたいと考えております。

大水上山を水源とする利根川は、多くの人々の出会いを作り、絆を強め、地域経済を支えております。従って、この運動を進めるにあたり、先ずは上下流の交流や「全国川サミット」等のイベントを通して、流域住民のつながりを創生することが肝要であります。

また、森林環境教育の推進が大切であります。先ずは子供達の「生きる力」を育むために、森林との出会いを作り、森林に興味を持ちながら、様々な体験ができる機会を提供したいと願っております。

その具体的な実施活動としては、

- ① 植林・下草刈り
- ② 森林の多様な役割についての学習
- ③ 木工・炭焼き等の、もの作り体験であります。

そこに生まれる力が森林・山・川を守り、みなかみ町の存在感・価値観を高めるところからであります。

林業従事者の担い手対策、森林の整備・保全等を確実に、かつ適切に実施するにめには、森林所有者の施業意欲と林業生産活動の活性化が重要であります。

高齢化社会の今日、期待するのは団塊世代の皆さんであり、第2の人生を森林所有者として挑戦されることを念願しています。そのためには、故郷回帰をされた皆さんを指導・支援する林業経営者が必要であり、その人材確保と育成が緊要であります。

国・県では、林業従事者の確保を図るべく、林業作業士の育成、技術・技能の向上を図る支援対策を実施しております。町でも森林担い手の対策事業として、林業従事者の福利厚生を充実させるために、雇用主が負担する退職金、共済及び厚生年金を補助しております。

しかしながら、現実には林業作業士の教育を受けても、慣れない労働作業で断念する人が多いのも事実です。また、森林所有者でありながら、自らの森林を知らない不在地主、世代交代で所有者になっても森林整備に関心を持たない人が多いのも事実です。

このようなことから、平成2年以降に手入れをされず、下草が少なく、土砂が流出しやすくなっている公有林や民有林を対象に、所有者の負担なしで3列を残して1列を伐採する「列状間伐」を行い、森林の機能回復と活性化対策事業を実施しております。このことにより、国土の保全、水源涵養、地球温暖化防止等が図られ、森林の多面的機能が発揮できることを期待しているところであります。

次に、間伐についてであります。間伐によって、発生した間伐材は利用されませんと、

先ほど速水議員が言われたように、大きな被害を誘発してしまいます。

それだけに間伐材は製品として使用されるものは市場に供給され、公共土木事業として、治山事業の落石防護策や流路工、土留工、丸太谷止工等に、また統合新治小学校にも使用した机等の木製家具等、様々な用途があります。製品にならない細いものや曲がった材は、玉切りにして現場に放置しているのが現状であります。

この放置された製品価値のない木材は、チップ、またバイオマス燃料として使用されることもあります。ごく一部にすぎません。利用しませんが災害につながります。工夫をすれば、先ほど言いましたような利用価値があるわけでありますから、この間伐材の活用につきましては、今後、仮称ではありますが「間伐材利活用検討委員会」等を設置して、有効活用して、さらなる検討を加えていきたいと考えているところであります。

次に森林環境税についてでございますけれども、県が環境税について検討に入ったことが新聞紙上等で承知しているところであります。このことについて、どのように考えるかということでもありますけれども、これはあくまで県の施策でありますので、現段階においては特にコメントはありません。

しかし、先ほど申し上げましたように、水源地域の森林・川・山を守っていくためには、一つの税を作って、その税で対策が取れるのかなどの考え方をもちます。やはり先ほど言いましたように、国民に一定の負担をしてもらって、国民参加の中で、国民的運動として、取り組んでいかないと、これからの森林整備はなかなか図れないだろうし、森林の機能を十分に活用できるというふうにはならないのではないかと考えています。

現在、森林整備隊を作りたいとの考えの中で、まずは各自治体との交流を図っているところであります。そういう中から、こういう問題を提案して、その結果として、森林整備隊ができて、国民的運動として森林・山・川が守られれば良いなど、そのようなために努力していきたいと考えているところであります。

議長（傳田創司君） 19番速水一浩君。

19番（速水一浩君） 通告の際に5つに区切って、一問一答方式で原文を考えてきていたのですが、全部について、町長からご答弁をいただいた訳であります。次に、森林整備隊の組織と財源についてであります。

まず、組織については、第1次総合計画の中で、「町内外の人達の健康づくりや体験学習の場としての活用を進めるため、現地で技術指導のできる『森林整備隊』等の組織を結成して、安全な体験ができるようなシステムを構築します。」と書かれています。

この文面からすると、「森林整備隊」は、プロの集団であり、平成18年3月議会の馬場春夫前議員の一般質問の中で森林整備隊に触れ、「できればNPOが好ましい。」と発言されていますが、森林整備の重要性に鑑み、本気で森林整備を始めた時、NPOとボランティアではいささか頼りない気がしますが、その辺を再度、町長にお伺いいたします。

因みに、現在みなかみ町全体で伐採士は、今は素材生産者と言うらしいですけれども、15人程で、後継者は新治の三国林産にいらっしゃるだけのようです。また、平均年齢は60歳を過ぎ、後10年もすると本町には森林整備をする人がいなくなってしまう。

さらには、一人前の伐採士に育てるには、5～10年かかるそうで、早急な対応が望まれます。

次に財源についてですが、本定例会に付議された平成20年度一般会計予算の林業費の

総額は、3,270万4千円で、そのうち林業整備や担い手対策に使われる予算は、約5百万円しかなく、森林整備隊結成調査費がないのも残念で仕方ありません。

先にも述べましたが、町長は、馬場春夫前議員の答弁において、財源については、谷川連峰・水と森林防人ファンドを造成して、利根川下流域の自治体にお願ひし、それを財源としたい旨の発言をされていますが、ファンドによる運用益の一部では、大した額にはならず、また安定しないため、本格的な森林整備にはつながらないのではないかと思います。

平成20年度予算では、京都議定書目標達成計画に基づき、本町でも85ヘクタールの森林整備を255万円で行う内容になっていますが、町内民有林の0.6%にすぎず、整備は進みません。

私は、森林整備の財源は、町長とは少し考えが違うのですが、現在の林業の収益性、森林涵養、地球温暖化対策等に鑑み、また一定の安定した財源を確保するためには、税方式しかないのではないかと思います。

国も、平成18年7月に一部改正変更された京都議定書目標達成計画の中で、森林整備の財源として「環境税」の検討を始めていますが、これは二酸化炭素の排出量、または化石燃料の消費量に応じて課税するというものであります。

県も、先日報道されたように、「森林環境税」の導入に向け、検討会議を立ち上げようとしています。

人間は水がなければ生きていけません。人間が生きる上で一番大事な物質と言っても過言ではないと思います。その水を浄化したり確保し、さらには地球温暖化対策に最も有効である森林整備の財源に税を導入しても良いのではないかと思います。

しかしながら、税の公平・平等という観点から、森林面積の多い都道府県や市町村と少ないそれとに税額の格差があってはならず、私は県税ではなく、国税として徴収をし、実際に森林整備をする末端の市町村に森林の面積割で交付すべきと考えますが、再度私の意見に対して、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 高齢化の今日、そういう中であって、これからの林業に携わる人が少なくなる、さらには先ほど申し上げましたように、林業作業士等教育にあたって、なかなか応募もしてくれない、応募されてもある程度の教育を受けられても諦めてしまうということが、現実であります。

そういう中で、これからの林業整備をどうしていくか、至難の業ではないと思います。

しかし、上中下流の交流をやっている中で感じることは、やはり始めは、この水がどこから来るかは分からなくても、交流を通して利根川の水源地の町であるというふれ込みで、いろいろと話をしていきますと上流域に大変関心を持ってくれます。また、上流域のみなかみ町に対して感謝を聞くことができます。

こういうことを体験していきますと、誰しものがやはり生きるために水のことを思い、森のことを思い、それを自分たちの力でそれを再生し作り上げていこうという気持ちを出してくれることが分かってきました。

それだけに、先ほど言いました流域住民がある一定のお金を払って、そして参加して、自分たちが汗をかいて、水源地から始まる森林、山、川を守るという運動ができれば、私には、素晴らしいことだと思いますし、また、そのようなことをしなければ、これだけ広大

な森林を守ることはできないのではないかと思います。

この発想につきましては、国有林、民有林を問わず、これからの行政の取り組み如何によつてはできるのではないかと考えておまして、先日も水源地の市町村の集まる会合がありまして、そういう皆様方と、国交省と話し合いを持ったわけでございますけれども、その中にありまして、こういう問題を話すと同時に、昨日から出ている流水占用料の問題点等についても強く訴えて、水源地を守るために我々自身も頑張っているのだから、国も考えるようにと強く訴えているところであります。

そこで、速水議員のお話は、税なら水源税・環境税等をとって、これを元に公平・平等の中で森林整備をしたらどうなのだろうかという提案ですけれども、それは私も賛成です。

それについて、とやかく言うつもりもありません。

しかし、高知県とか、すでにやっている県の実態を見ますと、そんなに効果は上がっていないなど、規模や名前は大きく売れていますけれども、実際やっている中身というのは、小さいものだというふうに感じています。

私が先ほど申し上げましたように、この森林業、水源地を守り、森林業の整備を促進するということについては、やはりマスコミ利用だと思つたのです。一日に一回は水源の森、山、川の大切さをテレビを通して訴えるくらいのことをしなかつたら、私は駄目だと思うのです。そのためには、一つの財源は必要であると思つますし、国民が参加して、自助互助でやる、そういう中であつて、国が応援するという体制がとれば、私は理想的なのだろうと思つます。

この発想については、やはりみなかみ町は水源の町でありますけれども、それと同時に、ここは観光の町ですよね。だから、こういう事業を通して、上中下流の交流ができることによって、観光を始めとする地場産業を活性化させたいというのも、併せて図りたいというのが基本的な考え方です。

それから、先ほどの話の中で、環境税・森林税をとって、面積によって、それなりの配分をしたらどうかのお話がありました。これは、すでに国の方としても地方再生施策の中の交付税で、その配分を来年度からしてくれるようになりました。

みなかみ町でも1億5千万円ほど、交付税配分として来るという連絡をいただいております。良かったと思つます。

この交付税の配分も期限を切っていないようですから、こういう森林面積の多い、またその面積そのものも多い町にありましては、この制度がずっと続くように期待もし、お願いをしていきたいと思つているところであります。

議長（傳田創司君） 農政課長阿部行雄君。

（農政課長 阿部行雄君登壇）

農政課長（阿部行雄君） ただ今、NPOやボランティアでは心もとないと、生産のプロが欲しいという話でございます。

林業最盛期のころは、やはり若い人達が作業員として入つていても、林業会社も体力がありましたので、先ほど速水議員が言われましたように、5年、10年、ただめし食わしているというふうな形でありました。でも、後継者を育てるということで盛んだったからできたのだと思つます。

現在は、その会社も体力がないということから、林業育成のために、それに代わること

ということで、国の方でも力を入れまして、新規の就業者の受け入れ促進というようなこと、それから林業従業者の育成確保、雇用管理の改善機会の促進、林業労働の安全確保ということで、就業前の研修、チェーンソーや草刈り機の使い方とか、森林担い手としての専門技能技術、これらを習得させるということ、それから事業主に対して、研修に出せたら、一日5千円を出しましょうというような制度を会社の方もバックアップして行くという制度等を作って、後継者を育てようということで頑張っているのですが、なかなか応募が無いのも現実でございます。

それから、平成20年についても、町では、85ヘクタールということで、森林整備をしていく予定ですが、今一つ別に森林組合、また素材生産組合ということでありまして、この方々が一定の予算枠等でございます。

それが自主的に間伐にということで、みなかみ町については、例えば20年度については、10ヘクタールの間伐、20ヘクタールの森林整備、85ヘクタールの別にやって行くということで、こういうことでできるだけ間伐、森林整備を進めています。

町でも、森林整備10年経ちまして、できるだけ要間伐のある地域とか、水上の何林班から何林班までというような整備はしなくちゃならないということなのですけれども、確かに、これは面積が少ないということでございます。こんなことで林業については、取り組みをさせていただいているということであります。

議長(傳田創司君) 19番速水一浩君。

19番(速水一浩君) 今、農政課長の方から、他にもありますよという話ですが、総額で5百万円、農政費7億6千万円の6%ですよね。水源の町みなかみにとって、それが適正なのかどうか、疑問に感じます。

先ほどから、やはり担い手ということで、町長が言われるボランティアをみなかみに呼んで一緒に森林整備をして行きたい、私は素晴らしい志だと思います。

ただ、そのボランティアを面倒見る指導者の数もかなり必要になってくるというのが現実にあると思います。

となると、今みなかみにいる15人の方々に、本当に対応できるのか、一番、担い手で問題になるのは、やはり安定した収入だと私は思います。

それには先ほどから言っているように、やはり林業の収益性とか、産業構造からして、ちょっと今の状況、民間任せでは無理だと。そのために、自治体なり、国なりがかなりの力を入れていかないと、本当に地球温暖化に対するCO2の削減、最後に述べようと思ったのですが、京都議定書の目標達成計画の中に、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画、地方公共団体の実行計画ですけれども、これを策定しなければならない訳であります。義務化されている訳ですね。この中で、かなり謳って行かなければならない現実もありますし、それもやっていかななくてはいけない現実もあります。

その時に、やはりボランティアに来てやっていただくのも本当に大事なことだと思うのですが、まず水源の町みなかみ町として、その森林整備の基礎をしっかり作るべきだと思います。

その財源とすると、税法式か、何かなのかなと、先ほど町長が仰いましたが、水源税・環境税、高知県が最初に取り入れて、現在23都道府県で導入されているようだけれど

も、これはあくまでも、本当に一つの県や地域だけで、例えばこういう表日本と裏日本を結ぶ、本当に山岳地帯の多い県と、山のない県を比較して、それに不平等があってはいけない、富に利根川流域の2, 900万人の人々が享受している利根川の水源であるということからも、利根川流域の人達にも協力してもらい水源を守ると、これは本当に大事なことだと思うので国税が良いのかなというふうに私は感じています。

交流の一つの方法として、京都議定書目標達成計画の中に、「国内排出量取引制度」というものがありますが、これはCO2排出量を地方公共団体や企業に配分し、その排出量の取引や京都メカニズムのクレジットの活用を認めるもので、CO2を排出する企業が、CO2を吸収する森林を所有することも考えられ、そういうことで、現状でも三菱UFJ環境財団の「法人の森」という国の制度があって、それを所有して森林整備を行っているわけです。京都メカニズムは海外が多いわけですが、国内でもこれから可能性は出てくる、その辺を上手く活用して、しっかり営業活動して、それを大手の企業に持ってもらい、森林整備をする方法もあると思います。

何れにしても、森林整備により発生した間伐材の有効利用は、防災の面からも安定した仕事量の確保の面からも、非常に重要であると考えます。

県は、平成20年度に間伐材を利用した集成材に力を入れるようですが、外材も含め、競争の激しい集成材よりも、私は木質バイオマスに力を入れるべきと考えます。

化石燃料が高騰する中、現在の世界情勢、特に中国の急速な近代化、インドの27万円の自動車等、人口の多い国の今後の化石燃料の消費量の増大が懸念され、現在確認されている埋蔵量から換算して、このまま使い続けると、あと40年しか保たないとのデータもあり、OPECの動向からも下がる気配が見えません。

現在の灯油価格は、店頭価格で1リットル当たり約90円であり、木質バイオマスである木質ペレットの価格は、工場出荷時の1キログラム当たり単価が約30円で、熱量換算しても灯油の約6割程度となっています。

ただペレットは、まだまだ普及していないため製造する工場に限られ、かさ張るために送料がかさみ、現行の灯油価格でもランニングコストにおいて、ほぼ同じであるようです。

また、ペレットストーブは、イニシャルコストにおいて、まだ普及していないためか、FF式灯油ストーブの約2倍で、普及させるには補助が必要であると感じます。

しかしながら、ペレットストーブから見える火は、心を温め癒す効果もあると言われ、今後整備が予定されている水上地区の小中一貫校の教室など、合併特例債が活用でき交付税算入が見込める公共施設に積極的に導入し、将来的には国内の製材所と協力をして、ペレットの製造工場ができればと思います。

そうすることにより、灯油よりもランニングコストにおいて削減ができ、林業の再生にもなり、森林整備が進み、観光にも環境にも良く、災害の予防にもつながり、更には、利根川源流の町「みなかみ」として大きくアピールできるものと思います。町長のご所見を伺います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） いろいろな貴重なご提言をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後の取り組みの中で生かせるものにつきましては、大いに生かしていきたいと思えます。何れにいたしましても、21世紀は環境の時代だと思えます。ということは、みなか

み町の時代であると思いますし、そのようにしていきたいと、そのような取り組みをしたいと思います。

まさに地球温暖化の問題は、本当に地球規模で解決しなければならない大きな課題であります。これから、情報等も交差したり、いろいろな貴重な意見もどんどん出るでしょうけれども、それらを上手く集約して環境の町として、まちづくりが出来たり、環境の時代に貢献できる町にすべく、これから一層努力していきますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

議長(傳田創司君) 19番速水一浩君。

19番(速水一浩君) ありがとうございます。先程も京都議定書目標達成計画に義務化された地方公共団体の実行計画、これを策定しなければならないわけで、今日の議論をぜひ策定計画の中に盛り込んで頂くことをお願いして、私の一般質問とさせていただきます。

議長(傳田創司君) 以上をもちまして、19番速水一浩君の質問を終わります。

**通告順序第7 1番 前田 善成 1. 利根川上下交流事業を利用した情報管理事業の取り組みについて
2. 水道料金の不能欠損金について**

議長(傳田創司君) 次に、1番前田善成君の質問を許可いたします。

(1番 前田善成君登壇)

1番(前田善成君) 通告に従って、一般質問を始めたいと思います。

最初に、利根川上下流交流事業を利用した情報管理事業の取り組みについて。

利根川源流の町として、積極的に利根川下流域とのイベントや環境を売りに、交流事業に参加したり、イベントに参加している「みなかみ町」ですが、一方、情報回線の整備や活用を通じた企業間交流やイベントにも積極的に取り組み、住民にも情報網の整備の大切さを唱えています。

東京やさいたま市等、みなかみ町交流関係の振興は将来の町づくりや観光だけではなく、昔から災害に強いと言われている「みなかみ町」の特性を活かして、企業の命と言えるデータベースの保管やコールセンターの誘致先として沖縄県がしているように、みなかみ町を売り込みに発展させることができると考えます。

また、高速通信網を住民の生活向上に使用することだけでなく、総務省や行政法人の制度を利用して、地域のイノベーション創出を行政が中心になって、参加できると考えられますが、長の考える高速通信網の整備構想の中に、我が町の特性を活かした情報管理についての考えがあるかどうか、聞かせて下さい。

次に、水道料金の不納欠損金について。

合併後、度々問題視されて、町においても特別委員会を設けて対応し、経営の健全化について取り組んでいる施策の数々のことはご承知の通りです。

みなかみ町の水道事業は一般企業の会計基準を当てはめて考えると、優良企業とは言い

難く、企業会計の決算書の数字も決して誉められたものとは言えません。

合併して2年が経過し、各地の簡易水道、上水道の会計を一本化し、新しい水道会計へと変更していく方針が示されました。

名称も生活環境課へと変更され、新しい事業へと切り替え、自主自立を見据えた中で、みなかみ町の水道事業は、県内の水道事業会計のワースト1の崖っぷち状態であり、他町村より一桁少ない預貯金のことは周知のとおりです。

そこで現状の認識として、多額の不納欠損金が生じている、水道会計の現状と健全性についてどのように考えているか、お聞かせ下さい。

2点の質問をして、一般質問といたします。

議 長(傳田創司君) 暫時休憩いたします。

※ 暫時休憩中に質問についての再確認がされた。

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 前田善成議員のご質問にお答えいたします。

利根川上下流交流事業を利用した情報管理事業の取り組みについてであります。

利根川源流の町として、平成18年度から利根川・江戸川上下流域交流会を開催し、交流事業に取り組んできました。今までの交流は、行政が中心となり、友好都市である、さいたま市、千葉市、取手市等と行ってきましたが、今後の交流は、町民を主体とする交流が求められています。

何故ならば、住民同士の交流によって、地域に活かした情報を交換し、みなかみ町の良さを町内外に発信することができ、これらの情報を双方が共有することによって、人的交流が深められ、それぞれの地域の活性化に取り組むことに期待できるからであります。

また、情報化社会に対応した取り組みでは、総務省関東総合通信局が主催するICTフェアの開催や、幕張で開催されましたシーテック・ジャパンにも参加することができました。

光ファイバー網の整備促進は、この町にとって、極めて大事な取り組みであろうと認識しております。この関係につきましては、行政報告並びの林喜美雄議員のご質問にもお答えしておりますけれども、今後の取り組み如何にもよりますが、全町で同一のサービスが受けられるようにすること、これがまずは私に課せられた課題であります。

情報化社会に乗り遅れないように、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

そういう中にありまして、交流事業を促進することが、これから大事なことであると思っております。

次は、本町は地震に強いので、その特性を活かした情報保管の施設を誘致してはとのご意見だと思っておりますけれども、所謂、バックオフィス構想と思っておりますが、以前には首都圏や新潟県の震災に対応したデータ保管場所の誘致について提案がありました。

この事は本町が、地震に対して安全性が高いということからであると思います。

本町は、新潟地震や中越地震、中越沖地震等においても被害がなく、太平洋沿岸の地震でも大きな揺れはなく、安全のように思われます。

一方では、当町の中心部には柏崎～銚子構造線があるという学説もあります。

この構造線による断層は、確認されてはいないということですが、中越地震の震源地の南源がこの構造線に沿っているという報告もあります。群馬県耐震改修促進計画にも、この構造線の入った図面があるそうでございます。この地域は、地震が発生する可能性が高いのか、低いのか、今後の研究に期待するしかないわけであります。

まずは群馬県にも相談をいたしまして、その結果を踏まえて検討してみたいというふうに思います。

それから、光ファイバー網の整備に伴っての計画はどうかということにつきましては、現在ICTの促進にあたっての計画を進めておりますので、そういう中において、詳細にまた詰めていきたいと思っております。

現段階、具体的な問題をどうこうするというについては今のところ申し上げられない状況であります。

次に、水道料の不能欠損についてであります。

本町の水道施設数は、上水道2、簡易水道15、小水道6の計23施設と組合管理施設8箇所の合計31施設があります。このうち23施設を町が管理しています。

水源の町に相応しく、水質は一部地域を除き、最高の水質と思われます。

しかし、水道法という法が総て浄水をしなければ給水出来ないわけであります。

そのためには多くの施設と経費がかかります。このようなことが水道料金に大きく反映されているわけであります。

水道事業は、水道料で賄われていることは、ご存知の通りであります。

しかし、数々の事情により、長年にわたり料金徴収が出来ない場合は、不納欠損処理となり、善良な町民に大変な迷惑がかかることとなります。

特に、水道事業会計では、不納欠損しますと、特別損失となって累積赤字が増大し、料金の値上げにも結びつくわけでもあります。

ご質問は、みなかみ町の水道事業会計は群馬県下において、どの程度の順位に位置しているかとのことですが、県内を比較できる資料は平成17年度の公営企業決算統計であります。これによりますと、当年度末の利益剰余金がマイナス4億9,500万円、未収金が1億6,800万円で、共に県内ワーストワンであります。また、現金及び預金においても県下最小の674万1千円でありまして、厳しい経営内容であります。

次は他町村に比べて、健全性はどの程度かというご質問でありますけれども、前項の同統計のように、一時借入金1億5千万円あります。健全性は、この数字でお分かりのことと思います。

いずれにしても、「公的資金補償金免除繰上償還制度」が制定をされまして、「公営企業経営健全化計画」を策定した市町村には、公債費を低減する政策として、平成21年度までに金利5%以上の地方債の繰上げ償還が認められています。

本町は、「公営企業経営健全化計画」に基づいて、高金利の地方債を借換えによって繰上げ償還して、水道会計の負担軽減を図る予定であります。そして、今後は「公営企業経営

健全化計画」に沿って、水道料金の値上げ等も検討しなければならないというふうに思っております。水道水を給水受けている皆さん方のご協力をいただいて、何とかこの経営を立て直したいということで取り組んでいるところであります。

よろしくお申し上げます。以上です。

議 長（傳田創司君） 1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） 1 点目のコンピュータ網の話なのですが、答弁の中で柏崎～銚子線のことが出ていましたが、信越地震のときに群馬県はかなり大きな震動がありましたが、みなかみ町においては、中生界の地層に位置しているために、あまり大きな揺れはなく、震度3～3強の状態でありました。

そういうことを問題にするよりは、みなかみ町の優位性をともに研究することによって、建設的に進めていく方が得策だと思います。

そこで、総務省の戦略プランの中に、「人口減少と高齢化を見据えて、会社の仕事を自宅で行うテレワークの試行プロジェクト」というのを立ち上げています。

これは企業の「税制支援処置」などを推進しているために、企業や地方公共団体に推進している事業です。これを使って沖縄県などは、東京までの高速回線を利用して、コールセンターの誘致を56件も行っています。その要因になっているのが、東京までの高速専用回線です。みなかみ町もダムや国道の危機管理をするために、東京までの専用回線があります。この専用回線は、国交省のものですが、公の目的があれば、国交省で使用する相談にのっても良いという回答をいただいております。

群馬県の地震研究機関の多くが発表していますが、その多くの出身者が地域連携プラザ・サテライト大学というのがあるのですけれども、その大学に指定されている新潟大学の地質化学教室の出身であり、たまたまその教授の立石先生がNPOとして、地方行政と地震・地質との産業への影響の研究をしていることなどから、科学技術振興機構の地域イノベーション創出総合支援事業というものが、新潟大学と一緒にやることによってできます。

その中に地域結集型研究開発プログラム等というのが利用できまして、それを利用すると2億3千万円ほどのお金が機構の方から入ってきます。

それを利用して、こういうものに興味を持っている研究企業を募り、地域特性やインフラ利用による技術開発の中心を行政が担い、地震に強い高速通信基地としてのみなかみ町のセールスが出来るといったような産学官の取り組みが出来ると思うのですが、その点について、どのようにお考えかお聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 総合政策課長林昭君。

（総合政策課長 林 昭君登壇）

総合政策課長（林 昭君） 断層があるけれども、そうではなくて、その優位性をもっと研究した方が良いのだろうというご意見であります。

全くそのとおりでありまして、早くから、みなかみ町は地震に強いことから、バックオフィスですとか、データ保管場所として活用したらどうかというご意見はありました。

ただ、それを企業などに提案するのにどうしたら提案できるのかと、地震に強いと言っているだけではダメなので、その辺のことを研究しなければならないということ、地震に強いということを証明できるようなことをしなければならないというのをどうしたら良い

のかというのは、確かにございました。

ですから、そういった点では、前田議員が言われるように、産学官で取り組む、それをそういうふうにして取り組んで行くのが、町で今後やらなければならないことなのだろうと思っております。学の方は今、議員から教えていただきましたように、そういったいろいろな方々がいらっしゃるといことでありますので、そういうところに相談するといったしましても、官ですとか、「産学」の「産」の民間の方と、どういう形でそういったことができるのかということも含め、これから考えていかなければならないことなのだろうと思っております。

それから情報の専用回線のお話ですが、現在も国土交通省が持っています光ファイバーの開放ということで、みなかみ町の17号線沿いには道路が持っている光ファイバーが敷設されていると、そこから河川の持っている光ファイバーが、例えば藤原ダム等に行っているようです。

これについては容量の問題がありまして、どのくらいなのかというのが今後いろいろ検討していかなければならないということが一つと、もう一点は現在、国土交通省が開放していますのが、国・地方公共団体、それから電気通信事業社、ケーブルテレビ事業社ということでございます。

地方公共団体に開放していただけるということでもありますので、どういう使い方等、先ほど前田議員が言われましたような、そういった事業を活用するなかで、これを開放していただくということになれば、そういったことが出来るのだろうと思っておりますので、この辺についても今後検討させていただきたいと、そういったことに対して調査、検討させていただきたいということでございます。

ただ、今年度の当初予算には当然入っておりませんので、そういったことを調査する中で、お金がかかるものなのか、どうなのかも含め、今後対応させて頂ければと思っております。以上でございます。

議長(傳田創司君) 1番前田善成君。

1番(前田善成君) つづきまして、水道料金の方に移らせて頂きたいと思っております。

平成17年度の水道会計の資料で、嬭恋村の約2倍、沼田市の4倍の未収入金があり、その未収入金は基本的には企業会計ではプラスの資産ですから、通常だとあった方が良く考えられてしまいますが、預貯金については嬭恋村や沼田市の50分の1になっているのが17年度時点でのみなかみ町の企業会計だと思います。

今、企業の粉飾決算などが問題になっておりますが、不納欠損金が発生する構造として、企業会計は、未収入金がプラスの資産とカウントされてしまうことがあります。

そのプラスの資産が、いきなりマイナスの負債になることが、今回の不納欠損金の発生のシステムだと考えますので、その未収入金の分類、またその中身の把握について、町当局はどのように考えているか、教えていただきたいと思います。

議長(傳田創司君) 上下水道課長鈴木初夫君。

(上下水道課長 鈴木初夫君登壇)

上下水道課長(鈴木初夫君) 先ほどの質問でございますが、不納欠損金に変化する構造と、現状というふうなお話であります。未収入金が発生する構造と申しますか、これは料金を使用者からいただけない部分で未収入金というものが発生します。

また、未収入金、滞納金というものがあまして、2年を経過して本人より援用の意思がないものについても、このようなことが発生するわけです。

その他に倒産や破産、行方不明、死亡等が確認されたものについては、不納欠損の対象となります。また、すでに時効が成立したものについては、不納欠損の対象となります。

現状については、簡易水道が360万円ほど、また上水道が9,270万円ほどございまして、合計9,636万円ほどの不納欠損金を昨日の議会の補正予算等でお願ひしたところであります。

議 長(傳田創司君) 1番前田善成君。

1 番(前田善成君) 未収入金の取扱いは、今銀行などでも企業のランク付けでよく負債に回すことが多いことがあります。払う意思がある、ないということではなくて、ある程度、役場の方でも危機管理ということで、実際にはその企業が例えば払える状態にあるか、ないかということは、やはり把握しておくべきだと思います。

そういうことを行っていないと、急にプラスの資産がマイナスの資産になってしまうようなことが起きるのだと思いますので、その辺について検討していただきたいと思います。

また、昨日時効の成立によって、不納欠損金を債権放棄という形で、放棄するようなお話になっていましたが、時効が成立しても請求権が無くなるだけで、実際には相殺権というのは存在しています。それについての援用の対応ですとか、今、議会にも示されたような債権放棄を1億円行うわけですけれども、その債権放棄を行った後に、そのような債権処理が来年度以降も生じるかどうか、お聞かせ下さい。

議 長(傳田創司君) 上下水道課長鈴木初夫君。

(上下水道課長 鈴木初夫君登壇)

上下水道課長(鈴木初夫君) 相殺権については、民間同士の場合では相殺はあり得るかと思ひます。

しかし、町では総てを契約等で行っております。水道料金についても契約で成り立っているものであります。また、予算についても、議会の承認を得て執行をしております。

したがいまして、町としては、相殺権で今後対処するというのは非常に難しいのではないかと思ひます。

また今後、来年以降の不納欠損金の予想額というお話ですが、今後倒産ですとか、破産ですとか、死亡等、そういうことは予想できませんので、今回は予想金額というのは、予測はちょっと不可能ではないかと思ひます。以上です。

議 長(傳田創司君) 1番前田善成君。

1 番(前田善成君) 予測は不可能というお話だったのですけれども、ちょっと前に触れましたように、未収入金が、基本的には不納欠損金になるわけですから、今後の対応としては、ある程度大口の滞納者については危機管理を町としても行うことが大事になってくるし、そういうシステムを持っていく必要があると思ひます。

また今、世の中の流れは、行政会計自体も企業会計を導入してほしいという方向に流れています。その中で、明確にそういうものが、表に出てくるような、そういう町の対応をこれからもしてもらいたいと思ひますので、その点についてお聞かせ下さい。

議 長(傳田創司君) 上下水道課長鈴木初夫君。

(上下水道課長 鈴木初夫君登壇)

上下水道課長(鈴木初夫君) 危機管理というお話ですが、大口の滞納者、または未納者については、

現在、分納制約等を取って、それを履行してもらっております。

また、もし仮にそれが今後、履行しないようなことが起きた場合に、やはり昨年9月議会でも議員さんの方からありましたように、厳しい姿勢を取ってですね、そんな考えで課の方では考えております。

議 長(傳田創司君) 1番前田善成君。

1 番(前田善成君) 不納欠損金が出ると、結局、住民の税金がそこに投入されていく、料金が上がるということになってきますので、基本的に相手方の内情を早くに把握して、公正証書等の対策を取っていれば、銀行の債権よりも先に水道料金の方が押さえられるようなこともありますので、そういうこともご検討いただいて、これで一般質問を終わりたいと思います。

議 長(傳田創司君) これにて、1番前田善成君の質問を終わります。

議 長(傳田創司君) 以上をもちまして、一般質問を終わります。

休会の件

議 長(傳田創司君) 以上で、本日の議事日程第2号に付された案件はすべて終了いたしました。お諮りいたします。

明3月8日から、3月13日までの6日間は議案調査のため、休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、明3月8日から、3月13日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

散 会

3月14日は、午前9時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

(11時42分 散会)